

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年7月17日

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について

（入間市・石川家住宅（新道）主屋）

（同時発表：文部科学記者会）

国の文化審議会（会長：日比野 克彦）は、令和8年7月17日（金曜日）開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、入間市黒須一丁目に所在する「石川家住宅（新道）主屋」を新たに登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

この結果、後日行われる官報告示を経て、県内の登録有形文化財（建造物）は234件になります。

1 石川家住宅（新道）主屋 1棟

- （1）建設年代：昭和5（1930）年／昭和55（1980）年改修、増築
- （2）登録基準：二 造形の規範となっているもの
- （3）主な特徴：入間市駅北方に位置する石川組製糸所創業者親類の居住兼接客用住宅。本件は木造平屋建寄棟造棧瓦葺の和洋折衷住宅で、玄関ポーチを飾るモザイクタイルが目を惹きます。内部は、床の間付の座敷を中央に配し、周囲に和洋の居室を並べる間取りです。庭園の風情とあいまって、絵画のような佇まいで、通行者の視線を惹き付ける外観を形成しています。

○ 問合せ先

入間市博物館 文化財担当 電話04-2934-7711（直通）

【参考】＜登録有形文化財（建造物）とは＞

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定しているものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のために措置が必要なものを登録することができます（文化財保護法第57条）。

建設後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。



石川家住宅（新道）主屋 南面より



石川家住宅（新道）主屋 東面より